

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.115

No.115 2018.3.12

■ 高度プロフェッショナル制度は成果型賃金！？

裁量労働制拡大の見送りは決定されたとはいえ、さらに危険な高度プロフェッショナル制度は導入が強行されようとしています。

この高度プロフェッショナル制度導入の問題で見逃せないのは、政府は制度導入の必要性について、一貫してデマゴギーをながし、それを忖度し無批判に垂れ流す**マスメディアの報道姿勢**です。

日本労働弁護団は、約3年前の2015年4月15日に「**エグゼンプションを『成果に応じた賃金制度』と喧伝することに抗議する声明**」（会長声明）を**発表**して、このような政府の喧伝や追従するマスメディアに対して、警告を発しています（労弁ホームページ・「提言など」の箇所公開）。

ですが、まだまだこの高度プロフェッショナル制度導入に関する報道で、「成果型賃金」制度導入だとの誤解が数多くみられます。



(ブラック企業被害対策弁護団作成)

高度プロ制度が成果型賃金と無関係であることは、先に紹介した弁護団声明にあるとおりです。

「法律案は、『時間ではなく成果に応じて賃金を決める制度』など何一つ含んでいない。制度が新たに設けられた労基法第41条の2は、「労働時間等に関する規定の適用除外」との表題が付され、その名のとおり、制度内容も労働時間規制の適用除外が設けられているだけである。使用者に対して何らかの成果型賃金を義務付ける規定もなければ、それを促すような規定すら含まれていない。……当弁護団は、この制度を「時間ではなく成果に応じて賃金を決める制度」と評価することが完全な誤導である旨、労働政策審議会での審議段階から繰り返し意見を述べ、制度内容の正しい理解を説明してきた。現時点でも、政府がこのような誤った説明を繰り返し、国民の間に間違った理解を広げていることに、強く抗議する」

賃金決定方法（成果型）と時間規制は無関係です。無関係な成果型賃金の制度であると喧伝して導入を進めることは、**裁量労働制のデータ偽装同様に許されません。**

■ 3・16「働き方改革」院内集会に参加を！

- ・日 時：3月16日（金）11:30～13:00
- ・場 所：衆議院第一議員会館 1階多目的ホール
- ・参加費：無料。どなたでも参加できます。

3・16 働き方 で発信もよろしくお願いします。

【発信元】 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790